特定非営利活動法人 NSCA ジャパン

後援規程

（共催・協賛・後援規程より後援に関する事項を抜粋）

本書は、特定非営利活動法人 NSCA ジャパン「共催・協賛・後援規程」のうち、他団体の事業に対する「後援」（名義の使用許可）に関する事項を抜粋したものです。条番号は原規程のとおりです。

（目的）第１条

この規程は、特定非営利活動法人 NSCA ジャパン（以下、「本法人」という）が関与する催しにおける「後援」の取り扱いに関する基準を定めることを目的とする。

（定義）第２条

後援とは、本法人が他団体の事業に対して名義の使用を許可することをいう。

（対象事業）第３条

本法人が後援を行うことができる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

① NSCA ジャパンの理念、目的に合致していること

② ストレングス＆コンディショニング、スポーツ科学、健康増進等に寄与する内容であること

③ 営利を主目的としないこと

④ 公序良俗に反しないこと

⑤ 反社会的勢力との関係を一切有しないこと

（申請手続）第４条

後援を希望する団体は、次の書類を提出しなければならない。

① 後援申請書

② 開催計画書

③ 収支予算書

④ 団体概要資料

⑤ 過去の実績資料（初回の場合は不要）

⑥ その他本法人が必要と認める資料

（審査・承認）第５条

後援の申請は、本法人の事務局により申請内容の承認可否を決定する。

２．後援は、申請承認後、速やかに理事会に報告することとする。

３．必要に応じて申請者に対してヒアリングや追加資料の提出を求めることがある。

（名称の使用）第６条

申請が認められた場合、本法人の示す表記・ロゴのみを使用できるものとする。

（報告義務）第７条

事業終了後、速やかに次の書類を提出し、理事会にて実施報告をする。

①　開催報告書

②　その他本法人が求める資料

（取り消し）第８条

以下のいずれかに該当する場合、本法人は後援の承認を取り消すことができる。

①　虚偽の申請が判明した場合

②　本規程に違反した場合

③　その他、本法人の名誉や信用を著しく損なう行為があった場合

附則

本規程は、2026 年 10 月 16 日より施行する。